

第3部第3章第4節 特殊な不当利得 705条-708条

設例2：不法原因給付に関する次の記述のうち、正しいものはどれか選択しなさい。また誤っているものについてもその理由を考えてみよう。

- (1)ある契約が公序良俗によって無効であり、かつ受益者の側にのみ不法の原因がある場合、不法原因給付により給付者は給付したものの返還を請求できない
- (2)ある契約が公序良俗により無効となったが、その原因が犯罪行為にかかわる契約であるという場合には、どのような犯罪類型であるかにかかわらず刑罰法規に反する以上、この契約に基づく給付は不法原因給付であると判断される
- (3)不動産の売買が公序良俗に反して無効であり、かつ不法原因給付に当たる場合、買主は不動産の返還をする必要がないばかりか、その所有権を取得し、かつ登記の移転も請求できるとするのが判例の立場である

[構造5、展開2]